平成２８年（フ）第６０１号
埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘３丁目５番３号
債務者　松野　尊義
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田小百合
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月８日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１４０３号
さいたま市南区鹿手袋７丁目18番３―211号
債務者　小林　　建
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞中　忠治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２４８号
北海道稚内市中央４丁目14番８号
債務者　草地　孝也
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３９号
岐阜県本巣市文殊57番地242、前住所岐阜県本巣市仏生寺838番地５
債務者　養老乃瀧北方店こと　大参　弓子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１６３７号
札幌市手稲区稲穂１条１丁目12番15―106号
債務者　安ケ平祐也
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上木　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６３号
茨城県神栖市深芝南３丁目３番地10
債務者　土屋　千裕
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１２７４号
さいたま市緑区芝原１丁目16番地12
債務者　山崎　聡子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４０５号
埼玉県久喜市西187番地８
債務者　塚本　新一
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２２号
埼玉県北足立郡伊奈町西小針４丁目140番地　大塚テラスハウス101
債務者　寺尾智恵美
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６００号
埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目476番地
債務者　中塚ひとみ
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１０７５号
千葉県市川市八幡３丁目７番４―203号　（ＥＰガーデン本八幡）
債務者　武田奈保美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０７６号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区31棟909号
債務者　瀧澤　全雄
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０８８号
千葉市中央区星久喜町1210番地　市営住宅星久喜町第１団地１棟202号
債務者　永田　る美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０９５号
千葉県船橋市習志野台６丁目８番12棟106号
債務者　渡邊志津江
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１０９号
千葉市中央区蘇我３丁目16番10号
債務者　髙橋　　衛
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１１８号
千葉市若葉区桜木４丁目16番45号　シティハイムアルファーハイツ106号
債務者　曾我　美嘉
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１２６号
千葉市若葉区千城台南３丁目２番２棟206号
債務者　戸倉　通明
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１４９号
千葉県市原市五井西３丁目11番地10　ルミエール102、住民票上の住所千葉県市原市五井2198番地１　グリーンエポック101
債務者　木川　栄子（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係